

答申第285号
令和6年2月6日

奈良県知事 殿

奈良県情報公開審査会
会長 野田 崇

奈良県情報公開条例の改正（手数料等）について（答申）

令和6年1月25日付け法文第629号で諮問のあった事項については、下記のとおりです。

記

奈良県情報公開条例の改正については、以下の点について適切に対応するよう求めたうえで妥当である。

1. 正当な開示請求を抑制しないよう、引き続き利用しやすい制度を維持すること。
2. 県民に対して、今般の条例改正の趣旨及び内容を丁寧に周知すること。
3. 今後、開示請求の件数の推移等について本審査会に報告すること。

以上